

竹富町告示第 8 3 号

西表島エコツーリズム推進全体構想に従い特定自然観光資源の所在する区域への立入りを制限する件

エコツーリズム推進法（平成 1 9 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、西表島エコツーリズム推進全体構想に従い、次のとおり特定自然観光資源の所在する区域への立入りを制限する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

竹富町長 前泊 正人

一 立入りを制限する特定自然観光資源

次の表に掲げる区域のうち、竹富町に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分

番号	名 称	位 置
一	ヒナイ川	沖縄県八重山郡竹富町字上原地内
二	西田川	沖縄県八重山郡竹富町字上原地内
三	古見岳	沖縄県八重山郡竹富町字高那及び字古見地内
四	浦内川源流域	沖縄県八重山郡竹富町字上原、字古見、字南風見及び字南風見仲地内
五	テドウ山	沖縄県八重山郡竹富町字上原地内

二 立入りを制限する人数

次の表に掲げる上限人数の範囲内において立入りを承認する。

番号	名 称	1 日あたりの立入りを承認する人数の上限
一	ヒナイ川	2 0 0 人
二	西田川	1 0 0 人
三	古見岳	3 0 人
四	浦内川源流域	5 0 人

五	テドウ山	30人
---	------	-----

三 立入りを制限する期間

通年

四 その他必要な事項

(一) 法第10条第1項の規定による承認の申請に係る審査基準

承認の申請が次に掲げる基準に適合している場合に限り、立入りを承認する。

- 1 既に法10条1項の規定による承認を行った数に、当該申請に係る立ち入ろうとする者の数を加えた数が、二に定める上限人数の範囲内であること。
- 2 次のいずれかに適合するものであること。
 - (1) 登録引率ガイド（竹富町観光案内人条例（令和5年竹富町条例第24号）第21条第1項に規定する登録引率ガイドをいう。）自身が立ち入ろうとするものであること。
 - (2) 登録引率ガイドが同行するものであること。
 - (3) 立ち入ろうとする者が、町が主催又は指定する特定自然観光資源立入前講習を修了していること（古見岳特定自然観光資源、浦内川源流域特定自然観光資源及びテドウ山特定自然観光資源に限る。）。
- 3 竹富町エコツーリズム推進法の施行等に関する条例（令和5年竹富町条例第23号）第3条の規定による立入承認事務手数料を納付していること。

(二) 法第10条第1項の規定による承認の申請に係る申請受付期間

法第10条第1項の規定による承認を受けようとする者は、当該承認に係る申請及び竹富町エコツーリズム推進法の施行等に関する条例第3条の規定による立入承認事務手数料の納付を電磁的方式により行う場合（四の（一）の2について、(3)のみ適合する場合を除く。）は特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ろうとする日の6月前の日から立ち入ろうとする時まで、その他の場合は立ち入ろうとする日の6月前の日から7日前までに、竹富町長に当該承認に係る申請を行わなければならない。

(三) エコツーリズム推進法施行規則（平成20年文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省令第1号。以下「施行規則」という。）第7条第24号の規定による立入りの承認を要しない行為

施行規則第7条第24号の市町村長が認める行為は、次に掲げるものとする。

- 1 国、都道府県若しくは竹富町の職員又は国、都道府県若しくは竹富町から委託を受けた者による、特定自然観光資源の所在する区域における巡視又は調査行為
- 2 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体に属する者が行う学術研究行為（その目的、行為の内容、立ち入ろうとする者及び立ち入ろうとする日を記載した書面が14日前までに竹富町長に提出されたものに限る。）
- 3 竹富町立学校設置条例（昭和47年竹富町条例第40号）第1条の規定により設置された小学校、中学校及び幼稚園が行う授業、課外活動その他の教育活動（その活動の内容、立ち入ろうとする者及び立ち入ろうとする日を記載した書面が14日前までに竹富町長に提出されたものに限る。）
- 4 竹富町の住民による余暇活動
- 5 竹富町の住民の親族による余暇活動（竹富町の住民が同行する場合に限る。）
- 6 竹富町の住民による狩猟（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第8項に規定する狩猟をいう。）行為

（四） 事務の委託

町長は、四の（四）の2及び3に規定する書面の提出に関する事務の全部又は一部を、次に掲げる基準に適合する法人に委託することができる。

- 1 竹富町観光案内人条例、エコツーリズム推進法及び西表島エコツーリズム推進全体構想について、十分な知識及び理解を有すると認められる者であること。
- 2 西表島等に本店、主たる事務所その他の主な活動拠点の住所をおいている者であること。

附 則

- 一 この告示は、令和7年3月1日から施行する。
- 二 法第10条第1項の規定による承認及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この告示の施行前においても行うことができる。
- 三 町は、この告示の施行後1年を目途に、この告示の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて告示の見直しを含む所要の措置を講ずるものとする。